

新庶受第一三二號

内閣閣甲第一五七号

昭和二十六年六月十二日

内閣總理大臣官房總務課長事務代理  
庶務課長

總理府

長

新聞出版用紙割当局長殿

貞明皇后大喪儀の歛葬当日弔意奉表について（依命通知）

本日の閣議で、別紙のとおり了解せられましたので、貴部内一般並びに関係の向へ然るべく通達願います。

おつて、本件に關し左記事項特に細配意願います。

記

一 天皇御拜礼の時刻は六月二十二日午前十時二十分と承知せられたい。

二 当日弔意を表するため各庁の長がその所属職員に対し、事務に支障なき限り、正午から早退せしめることができるものとして措置せられたい。なお早退後も職員が弔意奉表にふさわしくないような行動に亘ることがないよう、然るべく取はからわれない。



貞明皇后大喪儀の歛葬当日弔意奉表について

貞明皇后大喪儀の歛葬当日（六月二十二日）哀悼の意を表するた  
め、

各庁においては

(イ) 弔旗を掲揚すること。

弔旗は大正元年閣令第一号により竿球は黒布をもつてお  
い、旗竿の上部に黒布を附す。弔旗として半旗掲揚の慣行  
ある向においてはそれに従つて可なること。

(ロ) 葬場殿の儀における天皇御拜礼の時刻には黙禱を捧げること。

(ハ) 各庁の長が事務に支障のない限り哀悼の意を表するために適当  
な行事を行うこと及び当日の服務についても弔意を表するため  
必要な場合に半日休暇を與えることは差支えない。休暇の細目

は内閣官房長官において決定する。

(ニ) 公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事は差控えること。

三、以上各項については、各公署、学校、会社、銀行、工場その他一  
般においても同様の方法により哀悼の意を表するよう要望するこ  
と。